

府営住宅に  
お住まいの皆さんへ

ご存じですか？

## 新型コロナで収入が減った方は 家賃が下がる場合があります。

家賃が減額されるケースには次の2つの場合があります。

### ■ 家賃の減免

(認定月収が104,000円以下になった世帯)

解雇・倒産・休業・休職等により、収入が著しく減少し、府の定める基準以下となった世帯について、最大で家賃の2分の1が減額されます。

※ 申請には収入が減ったことを証明する書類などが必要です。申請書類は郵送してもらうこともできます。

※ 審査の結果、家賃が減免されないこともあります。

問合せ先：府営住宅 泉大津管理センター 0725-28-0001(日・祝以外の9:00~17:45)

大阪府のホームページをもとに作成

### ■ 収入の更正(再計算)

(認定月収が104,000円を超える世帯)

解雇・倒産・休業・休職等により、収入が著しく減少した世帯について、認定月収を再計算し、収入分位が下がる場合に、家賃が減額されます。

## 家賃減免のご相談は日本共産党へ。

連絡先：

家賃以外にも、お困りごと・ご相談があれば、ご遠慮なくお寄せください。